【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月27日
【会社名】	株式会社大泉製作所
【英訳名】	OHIZUMI MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　久保田　達夫
【本店の所在の場所】	埼玉県狭山市新狭山一丁目11番４号
【電話番号】	０４－２９５３－９２１１
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長　　山崎　成樹
【最寄りの連絡場所】	埼玉県狭山市新狭山一丁目11番４号
【電話番号】	０４－２９５３－９２１２
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長　　山崎　成樹
【縦覧に供する場所】	株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成28年12月27日開催の当社取締役会において、当社及び当社子会社の従業員に対し、下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ　銘柄

株式会社大泉製作所　第３回新株予約権

ロ　新株予約権の内容

（ｉ）発行数

1,680個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（ii）発行価格

本新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された本新株予約権の公正価値を払込金額とする。

（iii）発行価額の総額

未定

（iv）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

（ｖ）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を439円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。ただし、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当該基準日の翌日において次の算式により１株当たりの行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

（vi）新株予約権の行使の期間

平成32年２月１日から平成34年１月31日まで

ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

（vii）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記(iv)の期間内において、新株予約権を行使することができるものとし、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要するものとする。

(2) 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとする。

(3) 各新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使することができないものとする。

（viii）新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（ix）新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

ハ　勧誘の相手方の人数及び内訳

当社及び当社子会社の従業員　76名　1,680個

ニ　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

当社の従業員	55名	1,325個
当社完全子会社の従業員	21名	355個

ホ　勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権総数引受契約において定めるものとする

ヘ　新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ト　新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

チ　合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記ロ(iv)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記ロ(ⅴ)で定められる１株当たり行使価額を調整して得られる再編成後行使価額に上記ロ(iv)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記ロ(vi)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記ロ(vi)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記ロ(viii)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項
上記ヘに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
上記ロ(vii)に準じて決定する。

リ　新株予約権を割り当てる日

平成29年１月31日

以　上